

くすの樹



2011年1月

〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 くすの樹ビル TEL: (0985)24-8820 FAX: (0985)22-2937 URL: <http://miyazakichuo-lo.a.la9.jp/>



撮影 押方 梢

あけましておめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様いかがお過ごしでしょうか。

一昨年の政権交代にもかかわらず、昨年は国民の生活向上の政策はとられず、一層厳しさが増し、また公約に掲げられていた沖縄普天間基地撤去も実現せず、逆にアメリカと軍事的同盟を強化する方向に動いています。

さて宮崎県では、口蹄疫の発生があり、畜産農家はもとより、県民各層に未曾有の深刻な被害が生じました。この再建のために緊急かつ十分な行政的対応が必要です。

また普天間基地問題と関連して、自衛隊新田原基地が米軍訓練の代替基地として運用されようとしています。

当事務所は、昨年より弁護士4人の体制になりましたが、国民・市民の皆さんの生活と権利、平和憲法を守り活かしていくために、所員一同一層努力して参ります。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

宮崎中央法律事務所

弁護士 成見 幸子
弁護士 成見 正毅
弁護士 谷口 純一
弁護士 成見 暁子
事務職員一同



事件紹介

たたかい続く中国人強制連行事件

三菱マテリアルが宮崎県日之影町の槇峰鉱山で第2次世界大戦末期に中国人250名を強制連行強制労働させ、うち77名が死亡したという悲惨な事件です。戦争で青壮年を徴兵されて労働力が不足したために、全国35事業所に約4万人の中国人が銃剣で脅されて連れてこられたのですが、宮崎での死亡率はとて高いものでした。



1974年日之影町槇峰鉱山跡に県・地域住民により建立された慰霊碑

2004年8月生存被害者7名、遺族6名(槇峰労働者単位8名)の13名が国と三菱マテリアルに対し謝罪と損害金を求めて宮崎地方裁判所に提訴しました。中国の弁護士も補佐人として活動し、原告や学者が証言しました。判決では、強制連行、強制労働の事実は詳細に認められましたが、「時効」を理由に敗訴しました。控訴審では「請求権放棄」を理由に敗訴しました。一審、控訴審とも、裁判所は会社と和解を試みましたが、会社が「和解の席に着く気持ちはあるが一企業だけでは動けない」等と言い和解には至りませんでした。国や企業を動かす国際的な力としてILOにも働きかけましたが成功せず、2010年最高裁でも「請求権放棄」を理由に敗訴しました。ただ、一審も控訴審も、大意「この歴史的事実を真摯に受け止め、道義的責任、人道的な責任から、今後も被害者の問題解決に向けた関係者の努力を祈念する」と表明しました。

この間に、被害者6名が次々に亡くなり、1名のみが生存者となり、「生きているうちに解決を」という切なる願いは叶いませんでした。しかし、生存者はもちろん遺族の方も諦めていません。裁判の場を離れてもたたかいが続きます。

弁護士 成見 幸子



2004年8月被害者7名、遺族6名が提訴

事件紹介

研修費口実の賃金不払は違法

先日、リラクゼーション施術店で働いていたAさんからご相談があり、交渉を受任しました。

同店を経営するB社は、Aさんが2年以内に辞めたことを理由に、Aさんに研修費名目で30万円を請求した上、一方的に約15万円のAさんの給料と相殺してきました。B社の言い分は、①Aさんとの契約は雇用契約ではなく業務委託契約であった、②2年以内に辞める場合に研修費を払ってもらうことは契約書にも書いてある、というものでした。しかしB社のこうした取扱いが労働基準法にいくつも違反する違法不当なものです。

まず、Aさんとの契約が「雇用契約」か「業務委託契約」かは、契約書のタイトルではなく、実際の業務実態から判断されることが裁判例でも定着しています。本件では、Aさんに業務従事の指示を拒否する自由はなく、業務の内容や遂行方法に具体的な指示があり、毎日シフトに従った出退勤が求められるなど、Aさんが請負人ではなく労働者であることは明らかでした。労働者は、法律上手厚く保護され様々な権利が認められているので、これを免れるため「業務委託」と言い張る会社が多く要注意です。

そもそも賃金不払は刑罰が科せられる労基法違反の犯罪(労基法120条)で、仮に労働者に会社への債務があっても、全額払いの原則(労基法24条)から一方的な相殺は許されません。

そして雇用契約の場合、労働者には退職の自由があり、これを奪う途中退社による違約金や損害賠償請求は禁じられています(労基法16条)。その趣旨から、業務との関連性が強い研修について途中退社の場合だけ費用請求する扱いは許されません。本件では、もともとB社の求人広告には「無料研修」とうたわれ、研修も内容が業務に直結し、従業員全員に課せられるもので、費用を請求すること自体許されないものでした。

結局本件は、B社に弁護士の代理人が就き、交渉の末研修費は支払う義務のないことを確認し、給料の全額を支払ってもらって解決しました。このような法令違反の取扱い、不当解雇などが横行していますが、権利を守るためには、泣き寝入りせずAさんのようにおかしいことはおかしいと声を上げることが大切です。

弁護士 成見 暁子

昨年11月1日、これまで司法修習生に支払われていた給与が全額廃止となり必要な者に貸し付ける貸与制が一旦スタートしましたが、この間の日弁連と全国の市民団体、若手弁護士、法科大学院生らの奮闘及び多くの国会議員、政党、地方議会、メディア、そして市民の皆さんのご支援により、これまでの給与制が1年間継続されることが決まりました。

司法修習生とは、司法試験に合格した後、裁判官や弁護士等法律家になるため1年間の研修を受けている者です。修習専念のためアルバイトが禁止されており、貸与制はすでに大学、法科大学院進学のために負った多額の奨学金等借金(多い人で1000万円超)をさらに上積みさせることになりました。県内に法科大学院がない宮崎県出身者にとってはより深刻です。司法試験合格率は下がり続け、法律家(特に弁護士)を取り巻く環境も激変し、就職や収入が確実とは言えない状況です。法律家をめざす人は毎年減り続け、多様な人材を法曹界へとの司法改革の理念に逆行する事態となっています。貸与制への移行はさらに追い打ちをかけます。

法律家は、市民の皆さんの権利の守り手として、人権救済、権利実現、紛争解決機能を果たす司法制度を支えています。弁護士は、さらに権力と対峙し権力のチェックを行う重要な役割を果たしています。法律家の養成を無責任な「自由競争」「自己責任」に委ねるしわ寄せは、結局市民の皆さんが被ることになりかねません。志のある優れた人、さまざまなバックグラウンドを持つ多様な人が法律家になれる制度を維持することが必要です。

今年、法曹養成全体を見直す中で、私たちは給費制の完全復活を目指します。昨年に引き続き、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

弁護士 成見 正毅

司法修習生給費制存続のための「ご支援」協力、今年もよろしくお願ひします。

Q&A

成年後見制度

重度の認知症の父親がいます。知人から「成年後見人をつけておいた方が
いいよ」と言われました。「成年後見人」とはどのような人でしょうか。

回答 弁護士 谷口 純一



Q 成年後見制度とはどんな制度？

成年後見制度とは、一言で言うと、判断能力が不十分な方(本人)のために保護者をつけて、本人の意思を尊重しながら財産管理・身上監護を行い本人の権利擁護を図る制度です。

判断能力が衰えると、消費者被害(オレオレ詐欺や訪問販売など)に遭いやすくなります。また契約等の法律行為を行うことにも支障が出てきます。このような場合に本人の代わりに契約を行ったり、契約を撤回したりすることで、本人が必要なサービスを受けられるようにしたり財産を保護したりする制度です。

Q 具体的にどんな場合に必要？

例えば、認知症で有料老人ホームに入所している父親の入所費用が高く、年金だけでは支払えないので、父親が所有する土地を売って金銭に変え費用に充てる必要が出た場合、選任された成年後見人が、家庭裁判所の監督のもと、父親の代わりに土地を売却し、その売れた代金で費用を支払うことができるようになります。

また本人が通帳や実印の管理、入出金手続きができなくなった場合、成年後見人等が代わりにこれらの手続きを行えるようになります。

Q 誰が後見人になるの？

家庭裁判所が適任と考える人が選ばれます。通常、本人の身近で身上監護・財産管理ができる親族が選任されますが、親族間で本人の財産を巡る争いがある場合などは、利害関係のない弁護士などが選任されます。また利害関係がない公益法人なども、裁判所が適任と判断すれば選任されることもあります。

Q 後見人をつける手続は？

● 法定後見制度

本人の判断能力が衰えたときに、家庭裁判所に申立てをして、後見人等を選任する制度です。裁判所は、申立てのあった本人の判断能力に応じて、判断能力が不十分な者には補助人を、判断能力が著しく不十分な者には保佐人を、判断能力を欠いた常況にある者には後見人を選任することになります。補助、保佐、後見でそれぞれできる行為に違いがあります。

● 任意後見制度

本人の判断能力が衰える前に、本人の意思で、本人の判断能力が衰えた際に備えて、予め後見人と委任する事務の内容を決めておく制度です。後見人の監督者である任意後見監督人を家庭裁判所が選任してから後見が開始します。

判断能力が衰えた人でも、人間らしく生きる権利があります。みんなが人間らしく生きるという権利を実現する上で、成年後見制度は、今後、より重要な制度になっていきます。今回は、字数の関係で手続きや細かい内容について書くことができませんので、興味を持たれた方は、近くの家庭裁判所や当事務所をはじめとした法律事務所などで相談してみてください。



法律相談のご案内

予約制となっていますので、事前にお電話でご予約下さい。
紹介者は不要です。紹介者がある場合には予約の際におっしゃって下さい。
法律相談料は、原則として30分5、250円(税込)です。
その他不明な点は遠慮なくお電話にてお尋ね下さい。

<業務時間> **ご予約 ☎ (0985) 24-8820**

● 平日...9:00~17:00

● 第1, 3, 5土曜日...9:00~13:00



宮崎駅・南宮崎駅から車で5分、バス停「裁判所前」「県庁前」から徒歩3分・「橋通1丁目」から徒歩5分。
県庁前楠並木通りに面した、宮崎小学校正門入口へ入る角のビル。1階に駐車場有り。